

「指定訪問入浴介護」

運営規程

「指定介護予防訪問入浴介護」

丸光ケア 訪問入浴 鹿沼

栃木県鹿沼市千度1893番地1

指定訪問入浴介護(指定介護予防訪問入浴介護)運営規程

第1章 事業の目的および運営の方針

第1条 (事業の目的)

丸光ケアサービス株式会社が開設する丸光ケア訪問入浴鹿沼(以下「本事業所」という。)は、指定訪問入浴介護(指定介護予防訪問入浴介護)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、准看護師(以下「看護職員」という。)および看護職員以外の従業者(以下「介護職員」という。)で行う指定訪問入浴介護(指定介護予防訪問入浴介護)の提供に当たる従業者(以下「訪問入浴介護従業者」という。)が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問入浴介護(指定介護予防訪問入浴介護)の提供を行い、もって地域住民の福祉の増進に貢献することを目的とする。

第2条 (運営の基本方針)

本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業運営を行うものとする。

1. 要介護状態等にある利用者が、このような状態にある場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものとする。
2. 事業の提供にあたっては、地域との結びつきを重視し、チームケアを基本に関係市町村、居宅介護支援事業者、他の訪問入浴介護事業者、保健医療サービスおよび福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
3. 居宅において入浴の援助を行うことによって、利用者の要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止に資するよう、訪問の都度身体状態の確認を行い、利用者の状態に応じて、適切なサービスを行うものとする。
4. 本事業所は、自ら提供する指定訪問入浴介護(指定介護予防訪問入浴)の質の評価を行い、常にその改善が図れる組織体制を取るものとする。
5. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
6. 指定訪問入浴介護(指定介護予防訪問入浴介護)の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
7. 指定訪問入浴介護(介護予防指定訪問入浴介護)の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

第3条 (具体的な方針)

本事業所の訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護(指定介護予防訪問入浴介護)の具体的な方針は、次に掲げるところによるものとする。

1. 事業の提供にあたっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供すること。
2. 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解を得られるように説明を行うこと。
3. 事業の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
4. 事業の提供にあたっては、1回の訪問につき、看護職員1人および介護職員2人(指定介護予防訪問入

浴介護は、看護職員 1 人および介護職員 1 人)をもって行うものとし、これらの者のうち 1 人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずる恐れがないと認められる場合においては、主治医の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることのできる。

5. 事業の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全および清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具、その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用すること。
6. 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、指定訪問入浴介護(指定介護予防訪問入浴介護)に用いる浴槽その他の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
7. 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第 4 条 (事業所の名称) 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

名 称	丸光ケア 訪問入浴 鹿沼
所在地	栃木県鹿沼市千度1893番地1

第2章 職員の職種、員数および職務内容

第 5 条 (従業者の職種、員数等)

本事業所に勤務する従業者の職種、員数等は、次のとおりとする。

職 種	人 数
1. 管理者	1 名
2. 看護職員又は准看護師	2 名以上
3. 介護職員	3 名以上

第 6 条 (管理者の職務)

管理者は、本事業所の訪問入浴介護従業者の管理および指定訪問入浴介護(指定介護予防訪問入浴介護)の利用の申込みに係る調整業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

1. 管理者は、本事業所の訪問入浴介護従業者その他の従業者に厚生労働省令にて定められた指定訪問入浴介護等の人員および運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行うものとする。

第3章 営業日および営業時間

第 7 条 (営業日)

本事業所の休日は、毎週土、日曜日及び 1 月 1 日から同月 3 日とし、営業日は、休日を除く毎日とする。ただし休日であっても必要が生じた場合は、サービスの提供を行う。

第8条（営業時間）

本事業所の営業時間は、営業日の午前8時30分から午後5時30分までとする。
ただし、営業時間外であっても必要が生じた場合は、サービスの提供を行うことがある。

第4章 指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）の提供方法、内容および利用料その他の費用の額

第9条（指定訪問入浴介護「指定介護予防訪問入浴介護」の内容）

1. 看護師及び准看護師を含むサービス従事者3名が、浴槽を居室のベッド近くに運び込んで入浴サービスを提供します。但し、入浴によりご契約者の身体の状況等に支障を生じる恐れがないと主治医が認める意見が確認できた場合においては、看護師及び准看護師は同行せず、介護職員3名によるサービス提供を行うことがあります。尚、指定介護予防訪問入浴介護は、看護師及び准看護師を含むサービス従事者2名とし、主治医が認める意見が確認できた場合においては、看護師及び准看護師は同行せず、介護職員2名によるサービス提供を行うことがあります。
2. 安全な訪問入浴介護を行うために、看護職員により入浴前および入浴後において、利用者の健康状態の検査をして安全確認を行い、利用者の居宅において入浴介護を行うものとする。
3. 利用者への感染症防止の観点から、指定訪問入浴介護の提供に使用した浴槽等の設備および備品等は、利用者1件を完結するごとに消毒洗浄を行うものとする。

第10条（利用申込者またはその家族への確認）

本事業所は、指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、市町村から交付されている被保険者証の内容確認を行うものとする。

1. 被保険者資格、要介護認定等の有無及び有効期間の確認を行う。
2. 被保険者証に介護認定審査会からの指示事項等の記載の有無の確認および内容の確認を行う。
3. 被保険者証に医療サービス等に係る主治医等の指示事項の記載の有無の確認及び内容の確認を行う。

第11条（内容及び手続きの説明並びに同意）

本事業所は、指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、本運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文章を交付し説明を行い、当該提供の開始について利用申込者またはその家族の同意を得るものとする。

第12条（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

本事業所は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴）を提供するものとする。

第13条（利用料並びにその他の費用の額等）

本事業所が指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）を提供した際の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とし、当該指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）が法定代理受領サービスである場合は、**利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。**

1. 本事業所は、利用者の選定により、第15条記載の通常の事業の実施地域以外の地域の指定訪問入浴介護(指定介護予防訪問入浴介護)を提供した際には、それに要した交通費の実費を利用者から徴収する。ただし、交通費の実費は、次の計算方式において算定した額を徴収する。
 - (1).通常の事業の実施地域の境界線から、往復おおむね1キロメートル未満は無料とする。
 - (2).通常の事業の実施地域の境界線から、往復おおむね1キロメートル以上の場合、キロメートル当り単価20円とする。ただし、1キロメートル未満の端数は、すべて切捨てとする。
- 2.サービス提供時に使用する当社持参のバスタオル及びフェイスタオル等を、利用申込者又はその家族の希望により使用する場合は、所定の料金が発生し徴収できる。
3. 本事業所は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供においては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支払いに同意する旨の文章に署名を受ける。

第14条 (保険給付の請求のための証明書の交付)

本事業所は、法定代理サービスに該当しない指定訪問入浴介護(指定介護予防訪問入浴介護)の利用料の支払を受けた場合には、利用者が保険給付請求に必要とするサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

第5章 通常の事業の実施地域

第15条 (通常の事業の実施地域)

本事業所の通常の事業の実施地域は、次の市町村とする。

サービス提供地域	鹿沼市・栃木市(旧西方町)・壬生町・宇都宮市・下野市(旧石橋町)
----------	----------------------------------

第6章 サービス利用に当たっての留意事項

第16条 (安全入浴基準に則った事業)

本事業所は、弊社の安全入浴基準に則り事業を行うものとする。ただし、事業の実施前に訪問し、契約時に交付する「訪問入浴介護サービス利用書」にも記載をするものとする。

1. 利用者の主治医からの入浴可否意見書又は入浴診断書が必要となること。
2. 利用者の容態確認は、バイタルサイン測定値と一般状態の観察と聴取によって入浴介護前後の2回行うものとし、その結果、容態不良の場合には、入浴介護のサービス内容の変更または全面中止することもあること。
3. 感染予防の観点から入浴時に家庭で準備しておいて頂くものがあること。
4. 利用者の安全確保の観点から疾病によっては、入浴介護時刻の指定をさせて頂くことがあること。
5. 入浴介護時及び入浴介護後の安全確保の観点から容態および疾病によっては、入浴介護の立会人が必要であること。
6. 寒い季節には、入浴介護予定時刻前に予めお部屋の温度を18℃から22℃程度に暖めておいて頂くこと。
7. 利用者の空腹時又は満腹時の入浴は危険度が高いため、入浴介護予定時刻の1時間前までには、食事を済ませておいて頂くこと。
8. 安全確保の観点から容態および疾病によっては、低温湯・少量湯・短時間での入浴方法で行う入浴であること。

第7章 緊急時等における対応

第17条（緊急時等における対応方法）

1. サービス提供中に容態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が決めた協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、事前の打合せにより、救急隊、親族、居宅介護支援事業者へ連絡し必要な措置を講ずるものとする。なお、当社の連携医療機関は下記の通りです。

医療機関	電話番号
医療法人社団島田会 うづまクリニック	0282 (24) 4821

2. 事故発生時の対応について

- ① 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。
- ② 利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。ただし事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。
- ③事業所は前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするものとする。

第8章 その他運営に関する重要事項

第18条（個人情報の保護・秘密保持）

事業者は従業者が在職中のみならず退職後においても、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏洩してはならない。本事業所は従業者と当該行為について雇用契約書に秘密保持義務条項を盛り込んだ誓約書を交わし守秘義務を課するものとする。

1. 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業における個人情報のてきせつな取り扱いの為のガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
2. 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

第19条（訪問入浴介護従業者等の研修等）

本事業所は、全ての訪問入浴介護従業者等の資質の向上を図るため、内外の研修を含め次のとおり設定するとともに、その受講を確保するために事業所の業務体制の整備を図るものとする。

- (1)採用時研修 採用後3ヶ月以内に採用時研修を実施する。
- (2)採用後研修 資質の向上を目的に継続研修として年間2回以上実施する。

第20条（虐待防止）

1. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止の為の指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2.事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第21条(業務継続計画の策定等)

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問入浴介護(指定介護予防訪問入浴介護)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条(訪問入浴介護従業者等の健康管理)

本事業所は、訪問入浴介護従業者等の清潔の保持および健康状態の管理については、次のとおり行うものとする。

1. 出勤時において、健康および清潔保持に関する点検を健康チェック台帳に記載された項目に基づき自己チェックを行い所属長に申告を行う。また自宅から直接勤務に着き、直接帰宅する者は、自宅出発時に電話等を用い事業所に当該台帳に基づき自己チェックを行った内容の申告を行う。
2. 労働安全衛生法の定めによる定期健康診断を年1回行う。
3. 訪問入浴介護従業者が業務を行う際は、事業所が貸与する制服および予防着着用を義務付け罹患および媒介を防止するために帰社後、ルールに基づき洗浄消毒を行う。
4. 居宅における罹患および媒介予防の観点から訪問用携帯備品セットには、手指洗浄消毒薬を設備し、利用者1件終了毎にルールに基づき手指洗浄消毒を行う。

第23条(苦情処理)

本事業所は、提供した指定訪問入浴介護(指定介護予防訪問入浴介護)に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。

1. 本事業所は、提供した指定訪問入浴介護(指定介護予防訪問入浴介護)に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、または当該市町村の職員からの質問、もしくは照会に応じるとともに利用者からの苦情に関する市町村の調査に協力する。また、市町村から指導または助言を受けた場合においては当該指導または助言に従い必要な改善を行うものとする。
2. 本事業所は、提供した指定訪問入浴介護(指定介護予防訪問入浴介護)に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合においては当該指導または助言に従い必要な改善を行うものとする。

第24条（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供および変更の援助）

本事業所は、居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿った指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）を提供するものとする。

1. 本事業所は、利用者またはその家族が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行うものとする。

第25条（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

本事業所は、居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他財産上の利益の供与をしてはならないものとする。

第26条（会計の区分）

本事業所は、指定訪問入浴介護事業の会計とその他事業の会計は明確に区分し、管理する業務体制を取るものとする。

第27条（記録の整備）

本事業所は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）事業とその他事業の諸記録と明確に区分して管理を行うものとする。

1. 本事業所は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存管理を行うものとする。

第28条（事業所への掲示等）

本事業所は、事業所内の見やすい場所を設定し、次のものの掲示を行うものとする。

1. 本事業所の運営規程の概要書。
2. 訪問入浴介護員等の勤務体制。
3. その他利用申込者がサービスの選択に資すると認められる重要事項。

第29条（附 則）

この運営規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、丸光ケアサービス株式会社と本事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

令和6年4月1日改訂

令和7年2月1日改訂